

禁止物質・管理物質リスト

区分

- 禁止 : 報告（規制）対象について、意図的添加を禁止する。閾値があるものは閾値レベル以上の含有を禁止する。
- 禁止候補 : 法規制にもとづき新規採用品への含有を禁止するとともに、従来品も代替期限を定め積極的に代替を進める。
- 管理 : 閾値レベル以上の含有がある場合は、報告が必要。閾値レベル未満であれば含有なしと見なす。

※注意事項※

- 1.閾値レベル以上の含有の場合は分類に関係なく、報告が必要です。なお、"成形品"の定義は、各種法令に従います。
- 2.本表では単一物質も物質群として扱います。
- 3.この資料は2023年3月9日現在の関係法規制をもとに可能な限り正確な情報を掲載するよう努めておりますが、誤情報が入り込んだり、情報が古くなったりすることもあり、必ずしもその内容の正確性および完全性を保証するものではありません。また予告なく改訂することがございます。ご利用の際は、適宜、最新版の関係法規制等の原文を御社にてご確認下さい。また当該資料に基づいて被ったいかなる損害について、当社は一切責任を負うものではございませんのであらかじめご了承ください。

対象物質リスト

NO.	区分	物質	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
1	禁止	カドミウム/カドミウム化合物	電池を除くすべて	意図的添加または均質材料の0.01重量% (100ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17 2011/65/EU指令, 中国MII法 韓国RoHS, 日本J-MOSS, 米国/カリフォルニア州SB-20/50 REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
	禁止	カドミウム/カドミウム化合物	雷池	電池の0.001重量% (10ppm)	工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令, EU電池指令2006/66/EC; 中国規格GB-24427-2009アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	
2	禁止	六価クロム化合物	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令, 中国MII法 韓国RoHS, 日本J-MOSS, 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
3	禁止	鉛/鉛化合物	下記に示す対象以外のすべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令: REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17, 中国MII法, 韓国RoHS: 日本J-MOSS, 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
	禁止	鉛/鉛化合物	主として12歳以下の子供向けの消費者製品	子供用製品の0.01重量% (100ppm)	米国家庭用品安全性向上法	
	禁止	鉛/鉛化合物	玩具及び子供向け製品の塗料又は表面塗装	表面塗装の0.009重量% (90ppm)	米国家庭用品安全性向上法	
	禁止	鉛/鉛化合物	熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆の0.03重量% (300ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
4	禁止	鉛/鉛化合物	雷池	電池の0.004重量% (40ppm)	EU電池指令2006/66/EC, 中国規格GB-24427-2009アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	
	禁止	水銀/水銀化合物	電池以外すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	水銀暴露の包括的管理に関するヴァーモント州法, ロードアイランド州一般法23-24.9および2007年修正, ルイジアナ州水銀危険低減法, REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17 2011/65/EU指令中国MII法, 韓国RoHS 日本J-MOSS, 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
	禁止	水銀/水銀化合物	電池	意図的添加または電池の0.0001重量% (1ppm)	ロードアイランド州およびコネチカット州の水銀低減および教育に関する法律, 電池の取扱いおよび廃棄に関するニューヨーク州環境保全法 § 27-0719: 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の規制, 品質管理および工業製品の安全管理に関する韓国の法令 (電池規制) , 中国規格GB-24427-2009アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件 EU"ii,池指令2006/66/EC: カナダ製品含有水銀規則SOR/2014-254	
5	禁止	ニッケル	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17	
6	禁止	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	すべて	意図的添加または成形品の0.1重量% (1000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法) , REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	
7	禁止	三置換有機スズ化合物	すべて	意図的添加またはスズ元素として、均質材料中の0.1重量% (1000 ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17, 欧州委員会規則No. 276/2010; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法)	
8	禁止	ジブチルスズ化合物(DBT)	すべて	スズ元素として、均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付録書17および欧州委員会規則No. 276/2010	
9	禁止	ジブチルスズ化合物(DOT)	(a)皮膚と接触することを意図する織物 および皮革製品 (b)育児用品 (c) 2液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット)	スズ元素として、均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17および欧州委員会規則No. 276/2010	

NO.	区分	物質	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
10	禁止	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令 中国RoHS 韓国RoHS,日本J-MOSS	RoHS禁止
11	禁止	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令, 中国RoHS 韓国RoHS,日本J-MOSS 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	RoHS禁止
12	禁止	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) および特定代替品	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) 米国TSCA	
13	禁止	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	すべて	均質材料の0.005重量% (50ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17	
14	禁止	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) POPs条約	
15	禁止	過塩素酸塩	すべて	製品の0.0000006重量% (0.006ppm)	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法2003	
16	禁止	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	繊維またはその他コートされた材料	意図的添加またはコートされた材料の1μg/m ²	POPs条約 欧州委員会規則No.757/2010, カナダ環境保護法SOR/2008-178, 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
	禁止		繊維とその他コートされた材料を除く全製品	意図的添加または部品中の0.1重量% (1000ppm)(PFOSの合として)	POPs条約 計欧州委員会規則No.757/2010, カナダ環境保護法SOR/2008-178, 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
17	禁止	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	すべて	意図的添加	EU規制No. 842/2006. 部分的および全体的フッ素化炭化水素、六フッ化硫黄の禁止と規制に関する農業、森林、環境、および水白管理所管連邦大臣によるオーストリア条例	
18	禁止	アスベスト類	すべて	意図的添加	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17: 米国TSCA: 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
19	禁止	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	繊維と皮革	仕上がり繊維/皮革製品の0.003重量% (30ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17	
20	禁止	オゾン層破壊物質	すべて	意図的添加	モントリオール議定書、EU EC No. 2037/2000、EC 1005/2009、 米国大気浄化法	
21	禁止	放射性物質	すべて	意図的添加	EU-0 96/29/Eu,atom, 核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する日本の法、1986年、放射性障害防止法(日本)、 米国NRC	
22	禁止	ホルムアルデヒド	繊維	繊維製品の0.0075重量% (75ppm)	オーストリア-BGB I 1990/194、ホルムアルデヒド規制§ 2.1212/1990、 リトアニア衛生基準HN 96:2000 (衛生基準および規制)	
	禁止	ホルムアルデヒド	複合木材製品または部品	意図的添加	米国/カリフォルニア州CARB規則米国連邦法111-199/TSCA601項	
23	禁止	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	すべて	意図的添加または成形品の0.1重量% (1000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2014.12.17認可対象候補物質に追加)	
24	禁止	フタル酸エステル類グループ1(BBP, DBP, DEHP)	玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計) 可塑性した材料の0.1重量% (1000 ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17. 米国の家庭用品安全性向上法	閾値レベルの算定は3物質の含有合計値を基準とする
25	禁止	フタル酸エステル類グループ2(DIOP, DINP, DNOP)	子供の口に入る玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計) 可塑性した材料の0.1重量% (1000 ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17. 米国の家庭用品安全性向上法	閾値レベルの算定は3物質の含有合計値を基準とする
26	禁止	ジメチルマレート(フマル酸ジメチル)	すべて	均質材料中の0.00001重量% (0.1ppm)	欧州委員会決定2009/251/EC	
27	禁止	五酸化ニヒ素	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	REACH付書14掲載日没日2015.5.21
28	禁止	三酸化ニヒ素	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	REACH付書14掲載日没日2015.5.21
29	禁止	ヘキサプロモクロドデカン(HBCDD) くすべての主要ジアステレオ異性体を含む>	すべて	意図的添加または成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)、 (EC) 850/2004(POPs条約)	REACH付書14掲載日没日2015.8.21
30	禁止	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)	すべて	意図的添加または成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)、 ノルウェー製品規制FOR-2004--06--01-922, 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
31	禁止	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13認可対象候補物質に追加)	REACH付書14掲載日没日2015.8.21
32	禁止	クロム酸鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止REACH付書14掲載日没日2015 5 21
33	禁止	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I.ピグメントレッド104)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止REACH付書14掲載日没日2015 5 21
34	禁止	C.I.ピグメントイエロー34	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止REACH付書14掲載日没日2015 5 21
35	禁止	クロム酸ストロンチウム	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止REACH付書14掲載日没日2019 122
36	禁止	ヒドロキシオクタオキソニヒ素酸ニクロム酸カリウム	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止REACH付書14掲載日没日2019 122
37	禁止	クロム酸八水酸化五亜鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止REACH付書14掲載日没日2019122
38	禁止	デカプロモジフェニルエーテル	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
39	禁止	塩基性亜硫酸鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
40	禁止	二塩基性リン酸鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
41	禁止	4-アミノアゾベンゼン	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	特定アミン
42	禁止	三塩基性硫酸鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止

NO.	区分	物質	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
43	禁止	オレンジレッド (四酸化鉛)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
44	禁止	バイロクロア、C.I.ピグメントイエロー41	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
45	禁止	四塩基性硫酸鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
46	禁止	ジクロロジブチルスズ(DBTC)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
47	禁止	シアナミド鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
48	禁止	ケイ酸(H ₂ Si ₂ O ₅)バリウム塩(1:1)、鉛をドーブ	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
49	禁止	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
50	禁止	チタン酸ジルコニウム酸鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
51	禁止	オキシ硫酸鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
52	禁止	フタル酸ジオキソ三鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
53	禁止	ジオキソビス (ステアリン酸) 三鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
54	禁止	脂肪酸鉛塩 (炭素数16~18)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
55	禁止	二硝酸鉛、硝酸鉛(II)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
56	禁止	特定重金属 カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 六価クロム化合物	包装材、包装材部品	意図的添加またはCd Hg PbおよびCr門の合計で均質材料中の0.01重量% (100ppm)	EU包装廃棄物指令94/62/EC. 米国の包装材重金属規制(TIP)	包装廃棄物指令
57	禁止	酸化カドミウム	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
58	禁止	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	すべて	PFOA (塩を含む) 25 ppbまたは PFOA関連物質1000 ppb (単独または合計)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	
59	禁止	パーフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	
60	禁止	硫化カドミウム	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.19認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
61	禁止	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137. 4.6.2015 REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
62	禁止	フタル酸ジブチル(DBP)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137. 4.6.2015 REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条 (2008.10.28認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
63	禁止	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137. 4.6.2015 REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
64	禁止	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137. 4.6.2015 REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
65	禁止	多環式芳香族炭化水素(PAH)	プラスチックまたはゴム製で、 皮膚や口腔と直接長時間 または繰り返し接触する成形品	プラスチックまたはゴム材料の0.0001重量% (1ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17	
66	禁止	多環式芳香族炭化水素(PAH)	上記の成形品のうち`玩具や育児用品	プラスチックまたはゴム材料の0.00005重量% (0.5ppm)		
67	禁止	リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP 3:1)	すべて	意図的添加	米国TSCA	2022年11月1日より禁止
68	管理	酸化ベリリウム	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	DIGITALEUROPE//CECED/ Ae A ³ /EERAガイドライン	
69	管理	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	プラスチック材料。 ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で0.1重量% (1000ppm)	JS709	
	管理	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で0.09重量% (900 ppm)	IPC-4101およびIEC61249-2-21	
70	管理	塩素系難燃剤	プラスチック材料。 ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量% (1000ppm)	JS709	
	管理	塩素系難燃剤	積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で0.09重量% (900 ppm)	IPC-4101およびIEC61249-2-21	
71	管理	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー	プラスチック材料。ただし、 積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量% (1000ppm)	JS709	
72	管理	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
73	管理	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	すべて	意図的添加または成形品の0.1重量% (1000ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法 REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.16認可対象候補物質 に追加)	
74	管理	塩化コバルト(CoCl ₂)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	
75	管理	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
76	管理	ジルコニアアルミノ珪酸塩、 耐火セラミック繊維	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
77	管理	ホウ酸	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.06.18認可対象候補物質に追加)	
78	管理	四ホウ酸二ナトリウム無水物	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.06.18認可対象候補物質に追加)	

NO.	区分	物質	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
79	管理	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.06.18認可対象候補物質に追加)	
80	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6-8の分岐ジアルキルエステル類(DIHP)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.06.20認可対象候補物質に追加)	
81	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7-11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類(DHNUP)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.06.20認可対象候補物質に追加)	
82	管理	[4-(4ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン)-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン] ジメチルアンモニウムクロリド (別名C.I.ベージックバイオレット 3)	すべて	成形品の0.1重量 (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.06.18認可対象候補物質に追加)	
83	管理	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載日没日2017.11.22
84	管理	フタル酸ビス (2-メトキシエチル)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
85	管理	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
86	管理	ビス (2-メトキシエチル) エーテル	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載日没日、2017.8.22
87	管理	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
88	管理	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン(TEGDME; トリグライム)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.06.18認可対象候補物質に追加)	
89	管理	1,2-ジメトキシエタン; エチレンジグリコールジメチルエーテル(EGDME)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
90	管理	1,2-ジエトキシエタン	すべて	成形品の0.1重量%(1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
91	管理	三酸化二ホウ素	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.06.18認可対象候補物質に追加)	
92	管理	N,N-ジメチルホルムアミド	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
93	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジベンチルエステル、分岐および直鎖	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
94	管理	フタル酸ジイソペンチル(DIPP)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
95	管理	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
96	管理	メチルヘキサヒドロフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
97	管理	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	
98	管理	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	
99	管理	リン酸トリス (ジメチルフェニル)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.19認可対象候補物質に追加)	
100	管理	3,3'-[[[1,1'-ビフェニル] -4,4'-ジイルビス(アゾ)] ビス (4-アミノナフタレン-1-スルホネート) 二ナトリウム (別名C.I.ダイレクトレッド28)	すべて	成形品の0.1重量 (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.19認可対象候補物質に追加)	
101	管理	2-イミダゾリジンチオン	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.19認可対象候補物質に追加)	
102	管理	1,2-ベンゼンカルボン酸ジヘキシルエステル、分岐および直鎖	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.19認可対象候補物質に追加)	
103	管理	フタル酸ジイソニル(DINP)	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
104	管理	ジナトリウム4-アミノ-3-[[[4'-[(2,4-ジアミノフェニル) アゾ] [1,1'-ビフェニル] -4-イル] アゾ] -5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホン酸 (別名C.I.ダイレクトブラック38)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.19認可対象候補物質に追加)	
105	管理	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび2,4,4トリメチルペンテンとの反応生成物(BNST)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	カナダ特定有害物質禁止規則	
106	管理	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸 2-エチルヘキシル(DOTE)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2014.12.17認可対象候補物質に追加)	

NO.	区分	物質	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
107	管理	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルの反応生成物 (DOTEとMOTEの反応生成物)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2014.12.17認可対象候補物質に追加)	
108	管理	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール (UV-328)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2014.12.17認可対象候補物質に追加)	
109	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No.201-559-5)との混合物	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2015.6.15認可対象候補物質に追加)	
110	管理	ニトロベンゼン	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2015.12.17認可対象候補物質に追加)	
111	管理	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール(UV-327)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2015.12.17認可対象候補物質に追加)	
112	管理	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール(UV350)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2015.12.17認可対象候補物質に追加)	
113	管理	1,3-プロパンスルホン	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2015.12.17認可対象候補物質に追加)	
114	管理	ペルフルオロノナン酸とそのナトリウムおよびアンモニウム塩類	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2015.12.17認可対象候補物質に追加)	
115	管理	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	すべて	意図的添加または成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2017.1.12認可対象候補物質に追加)、米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
116	管理	ナデカフルオロデカン酸、ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム、ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2017.1.12認可対象候補物質に追加)	
117	管理	トリデカフルオロ-1-ヘキサンスルホン酸、ペルフルオロヘキサンスルホン酸、パーフルオロヘキサンスルホン酸とその塩	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2017.9.3認可対象候補物質に追加)	
118	管理	水酸化カドミウム	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.1.15認可対象候補物質に追加)	
119	管理	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロベンタシクロ[12.2.1.1.6.9.02.13.05.10]オクタデカ-7,15-ジエン("デクロランプラス"TM)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.1.15認可対象候補物質に追加)	
120	管理	ベンゾ(ghi)ペリレン	すべて	成形品の0.1更量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
121	管理	オクタメチルシクロテトラシロキサン	すべて	成形品の0.1更量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
122	管理	デカメチルシクロペンタシロキサン	すべて	成形品の0.1更量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
123	管理	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	すべて	成形品の0.1更量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
124	管理	ハロウ酸ニトリウム	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
125	管理	水素化テルフェニル	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
126	管理	鉛	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
127	管理	フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
128	管理	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2019.1.15認可対象候補物質に追加)	
129	管理	ベンゾ(k)フルオランテン	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
130	管理	フェナントレン	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
131	管理	フルオラテン	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.1.15認可対象候補物質に追加)	
132	管理	See Reference Substance worksheet for more details	すべて	成形品の0.1重量% (1000ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2018.1.15認可対象候補物質に追加)	
133	管理	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	すべて	意図的添加	米国TSCA	